

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原 告 崔鳳泰ほか10名

被 告 国

準 備 書 面 (13)

平成23年7月26日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

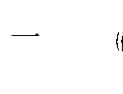
森 寿 明



佐 藤 昌 永



小 野 啓 一



長 野 將 光



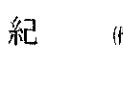
山 崎 智 章



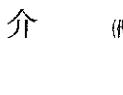
小 川 寛 人



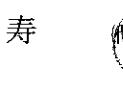
小 林 麻 紀



岡 部 大 介



日 下 正 寿



第1	原告準備書面(6)に対する反論	5
1	はじめに	5
2	原告らの主張の概要	5
(1)	総論的な主張部分	5
(2)	各論に係る主張部分	7
3	原告らの主張は、いずれも独自の外交論に依拠するものであって、情報公開法上の不開示事由該当性の判断に影響を与えないこと(総論的反論)	10
4	国際情勢、政治情勢の変化は、本件不開示決定処分に裁量権の逸脱又は濫用があったことを基礎づける具体的な事情とはならないこと	12
(1)	総論	12
(2)	請求権問題	13
(3)	在日韓国人問題	15
5	韓国側等で公開済みであることを理由に本件不開示文書の不開示事由該当性を否定する原告らの主張に理由がないこと	16
(1)	不開示情報の公表の有無は、法5条各号の不開示情報該当性の要件とはされていないこと	17
(2)	両国が保有している情報が一致するとは限らないこと	18
(3)	不開示部分の周辺部分の体裁が類似しているからと言って不開示部分が同一とは限らないこと	18
(4)	日本に所在している韓国の文化財の中に存在が知られているものがあるとしても、法5条3号の不開示事由に該当しないこと	19
(5)	相手国からの要請があったとしても、外交当局は、その情報を開示することは限らないこと	20
6	本件不開示文書の全面開示の公益性等に関する原告らの主張は、法5条3号の不開示事由該当性とは関係がないこと	20
(1)	文書の全面開示の公益性は、本件不開示決定処分に係る裁量権の逸脱又は	

濫用を基礎づける具体的な事実とはなり得ないこと	20
(2) 文化財問題の関連文書は、現在の日韓間・日朝間においても意義を有していること	21
(3) 領海の範囲問題に関する文書を公にすることにより、今後の北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあること	24
7 審査基準等に関する原告らの主張は、いずれも事実誤認であり失当であること	25
(1) 審査基準は法5条各号の解釈準則にはならないこと	25
(2) 外交記録公開に関する規則は、本件不開示決定処分と何ら関係がないこと	27
8 名古屋地裁基準に関する主張に理由がないこと	29
9 その他の原告の主張に対する反論	30
(1) 不開示理由1に関する被告の主張が抽象的であるとの主張について(原告準備書面(6)第1の1(7ページ及び8ページ))	30
(2) 法5条3号の判断は、外務省の「さじかげん」によって変わり得るとの主張について(原告準備書面(6)第1の2(1)(8ないし10ページ))	31
(3) 裁判所においてインカメラ審理が認められていない以上、外務省の主張立証は、より具体的である必要があるとの原告らの主張について(原告準備書面(6)第1の2(3)(11ページ及び12ページ))	33
(4) 試算方法を不開示とする理由がないとの原告らの主張について(原告準備書面(6)第3の3(2)(43ページ))	33
(5) 請求権問題に係る金額等の交渉経緯と米国の影響についての原告らの主張について(原告準備書面(6)第3の3(3)(43ないし47ページ))	34
第2 原告準備書面(7)に対する反論	35
1 法5条各号の不開示事由に該当しないとの原告らの主張に具体性がないこと	35

(1) 原告らの主張の概要	35
(2) 被告の反論	36
2 外交情報については、法5条3号と6号双方に該当する場合があること	37	
第3 結論	38

被告は、本準備書面において、原告らの2011年(平成23年)1月21日付け原告準備書面(6)(以下「原告準備書面(6)」という。)及び同年3月11日付け原告準備書面(7)(以下「原告準備書面(7)」という。)に対し、必要な限度で反論するとともに、本件不開示決定処分の適法性に関する従前の主張を補充する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 原告準備書面(6)に対する反論

1 はじめに

原告らは、原告準備書面(6)において、不開示理由1(「韓国との間での交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されており、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国の立場を不利にするおそれがあること。」)(被告準備書面(1)第3の5(23ページ))に係る被告準備書面(6)ないし同(9)の主張をるる論難している。

しかし、原告らの主張は、いずれも独自の政治観ないし歴史的認識を表明するものにとどまるものであって、不開示理由1(法5条3号)を根拠に対象文書を不開示とした外務大臣の判断に裁量権の逸脱、濫用があったことを裏付けるものとはなり得ない。

以下、原告準備書面(6)における原告らの主張を概観した上で(後記2)、それらに理由がないことにつき個別に論じる(後記3以下)。

2 原告らの主張の概要

(1) 総論的な主張部分

ア 日韓基本条約には日本側の「歴史認識」に関する文言は入らなかったが、その後の日中共同声明、河野談話、村山談話、日韓共同宣言、日朝平壤宣言及び菅談話には日本側の「歴史認識」が示され、日本政府の植民地支配認識が「植民地支配正当論」から「植民地支配不当論」へと変化したことの背景として、日朝交渉は、日韓会談及び日韓基本条約の締結当時とは全

く異なる状況を踏まえたものとなっている。(原告準備書面(6)第2の2(13ないし19ページ))

イ 他方、日本政府が植民地支配を「反省」と公言する一方で、植民地支配正当論が貫徹された日韓基本条約によって植民地支配清算問題が解決済みだと主張することには「矛盾」があり、日韓会談文書の非開示は、今後もかかる「矛盾」を固定化させるだけでなく、植民地支配による被害者・遺族の不信・不満を継続させることになり、日韓両国民に不利益をもたらす。これに対し、日韓会談文書を全面公開すれば、(ア)日韓会談での植民地支配処理の真実が究明され、韓国国民の日本に対する信頼が深まり、(イ)日朝平壤宣言で謳われた植民地支配の反省が具体的に履行され、より友好的な日朝関係を樹立できる。(原告準備書面(6)第2の3(19ないし22ページ))

ウ 平成22年5月の岡田外務大臣(当時)の記者会見での発言等を踏まれば、30年を超えた歴史的外交資料の全面公開とその研究による適切な批判・評価は、国民の理解と支持に基づく外交を展開するために重要である。

特に、日韓会談文書については既に39年が経過しており、これを全面公開することにより、日韓両国民の友好関係の促進及び日朝国交正常化の実現等という未来を展望することになり、日本国民に利益をもたらす。(原告準備書面(6)第2の4(22ないし27ページ))

エ 外務省が法施行の際に制定した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に関する審査基準」(甲第139号証)においては、「時の経過」及び「社会情勢の変化」を考慮するという形で、「30年ルール」が採用されている。また、岡田外務大臣(当時)主導の下で制定された「外交記録公開に関する規則」においては、「作成又は取得から30年以上経過した行政文書については、原則として自動的に公開するとの方針に従って、第8条の規定により特定歴史公文書等として外交史料館に

移管し、一般の利用に供するものとする」と定められているところ、日韓会談文書も同規則の対象となる。上記各準則の趣旨に照らせば、日韓会談文書に係る法5条3号の「おそれ」及び「相当の理由」の該当性判断は厳格になされなければならない。(原告準備書面(6)第2の5(27ないし30ページ))

オ 法5条3号の「相当の理由」の有無の判断枠組みとしては、①マクリーン事件基準及び②名古屋地裁基準があるところ、後者の名古屋地裁基準に拠るべきである。もっとも、いずれの基準によっても、対北朝鮮「手の内」論に基づく外務大臣の不開示決定処分には裁量権の逸脱又は濫用があるといえるし、下記(2)アないしエの請求権問題、文化財問題、在日韓国人の法的地位問題及び領海の範囲問題に係る不開示決定処分についても裁量権の逸脱又は濫用があるといえる。(原告準備書面(6)第5の1(62ないし68ページ))

(2) 各論に係る主張部分

ア 請求権問題に関する不開示理由について

(文書1744(乙第338号証)の3ないし9枚目、374(乙第125号証)の25枚目、1736(乙第336号証)の33枚目、1594(乙第311号証)の17枚目約1行分、525(乙第274号証)の55枚目約1行分)

日朝交渉は、冷戦後の国際政治構造において、日本側の「歴史認識」及び植民地支配認識が大きく変化した中で行われるという点において日韓会談が実施された際の状況とは異なっており、北朝鮮との交渉における「手の内」として被告が考えている不開示情報は、現在の日朝交渉においては有効性を失っている。特に、請求権問題については、日朝平壤宣言2項において、北朝鮮が経済協力方式に従い、請求権を放棄することで決着がついており、日韓会談当時に日本政府部内で検討した具体的数値、検討経過、

検討結果、試算等は、北朝鮮との交渉における「手の内」としての価値を失っている。

さらに、これら文書の一部は、韓国側においてすでに公開されているところ、公開されている情報については、開示したとしても国益を害する「おそれ」のレベルが格段に低くなるものであり、また、具体的な数字については、日朝国交正常化交渉において北朝鮮側から要請があれば開示しなければならなくなるものである。

また、平成2年(1990年)、金丸訪朝団の訪朝時において、金丸氏は、日朝正常化資金として、「80億ドルが可能」と言及したことが既に明らかとなっている。(以上、原告準備書面(6)第3の2及び3(31ないし48ページ))

イ 文化財問題に関する不開示理由について

(文書380(全部不開示)、383(全部不開示)ないし387(全部不開示)、390(乙第221号証)、458(乙第222号証)、567(乙第231号証)、570(乙第232号証)、583(乙第237号証)、584(乙第238号証)、586(乙第239号証)ないし589(全部不開示)、591(乙第242号証)、1116(乙第111号証)、1118(乙第254号証)、1119(乙第255号証)、1121(乙第256号証)、1165(乙第258号証))

文化財問題に関する不開示文書は、①日本に所在する韓国の書籍の書名、冊数、文化財の品名、発見場所、数量等を記載した目録、②文化財問題に関する法律解釈の方針、問題点、対策、解決策等を政府部内で検討した内容、経過等の二つに分類できる。

このうち、上記①の目録については、文化財の所在を秘匿し続ければ、かえって日朝間の信頼関係を損ない、将来の文化財に関する交渉を困難にする。また、文化財問題は今なお懸案事項であり、韓国側から文化財の返

還要求が続いているところ、日本が植民地支配不当論という歴史認識に立つ以上、堂々と韓国又は北朝鮮の文化財の所在等を公開すべきである。さらに、日本に所在している韓国の文化財の中には存在が知られているものが多いのであって、被告が目録を不開示とする理由は薄弱である。

また、上記②については、韓国側において公開された文書の分析・研究によって、すでに文化財返還に関する交渉過程、文化財返還を拒んだ日本政府内部の問題等が指摘されているところであり、本件不開示文書の全面開示により、文化財に関する我が国政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性は低い。

したがって、上記①、②の文書を不開示とした外務大臣の決定には理由がなく、取り消されなければならない。(以上、原告準備書面(6)第4の1(48ないし57ページ))

ウ 在日韓国人問題に関する不開示理由について

(文書565(乙第230号証)、1146(乙第209号証)、1287

③(乙第58号証)

日韓法的地位協定によって、在日コリアンは、「協定永住」に移行するものと、従前通りの「法126該当者及びその子」のまま在留するものとに分かれたが、平成3年(1991年)、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)が制定されたことにより、かかる区別は解消された。よって、在日コリアンの法的地位に関する文書1146(乙第209号証)及び同1287③(乙第58号証)の不開示部分を公開しても外交上の不利益が生じるおそれはない。

他方、文書565(乙第230号証)においては、北朝鮮と朝鮮人学校との関わりについての検討内容・経過等が記載されているが、これは40年以上も前の情報であるほか、平成15年(2003年)の文部科学省の告

示改正により大学が個別の入学資格審査により入学資格を認めることを可能としたことで、民族学校の卒業生の大学入学への障害が取り払われたことから、朝鮮人学校に関する過去の情報の公開が、北朝鮮との外交交渉に影響を与えることはない。(以上、原告準備書面(6)第4の2(57ないし61ページ))

エ 領海の範囲問題に関する不開示理由について

(文書830(乙第193号証))

文書830(乙第193号証)は、日本政府の内部的な情報ではなく、日韓会談において韓国側に協定案として提示されたものであるところ、日本政府が他国との外交交渉において提案した内容は、国民主権の下で批判や検証を受けるべきものである。かかる文書を秘匿し続け、過去の外交交渉の適切性を検証する手段を奪うことは、外務省の行為として正当性を欠く。また、韓国では、日韓会談文書は全面公開されており、外務省案として提案された協定内容も記録されているはずである。したがって、文書830(乙第193号証)を不開示とした外務大臣の決定は違法であり、取り消されなければならない。(原告準備書面(6)第4の3(61及び62ページ))

3 原告らの主張は、いずれも独自の外交論に依拠するものであって、情報公開法上の不開示事由該当性の判断に影響を与えないこと(総論的反論)

(1) 原告らの上記主張は、概要、以下の4点に集約することができる。

ア 日韓会談当時から現在までの国際政治情勢の変化(時の経過)を理由として、現時点においては、本件不開示文書の不開示事由該当性には合理性がないと主張するもの(上記2(1)ア並びに同(2)ア及びウ)

イ 韓国側等で公開されていることを理由として、本件不開示文書の不開示事由該当性には合理性がないと主張するもの(上記2(2)ア、イ及びエ)

ウ 本件不開示文書の全面公開による公益性(韓国との信頼関係の

増進)等を理由として、本件不開示文書の開示を主張するもの(上記2(1)イ及びウ並びに(2)イ及びエ)

エ 本件開示決定の合理性に関する判断基準に関するもの(上記2(1)エ及びオ)

(2) しかして、原告らの主張は、法5条各号の文理、解釈を離れ、専ら、原告ら独自の視点に基づき日韓会談当時から現在までの情勢を一面的に分析した上で、他国で公開された情報については我が国においても公開するのが当然であるというように、我が国情報公開が他国情報公開と当然に連動することを前提としたものであったり、日本政府としてどのような外交を展開していくべきかといった政策的な意見にとどまるものであって、いずれも本件訴訟における法5条各号に定める不開示事由の解釈、適用に有意に関連するものとは解されない。

この点、時の経過により国際情勢、政治情勢に変化があったとしても、韓国及び北朝鮮は、本邦と最も近接する地域にあり、これまでの本邦との関係に係る歴史的経緯を踏まえれば、現時点でも、韓国、北朝鮮との関係では、細心の注意をもって外交交渉に当たらなければ我が国の国益が損なわれるといった事態も生じかねない。加えて、現在の日朝の法的関係は、国交正常化交渉当時の日韓の法的関係に類似しており、日韓間においては、現在もなお国交正常化交渉において議論された複数の懸案事項が存在するのである。このような状況に照らせば、日本政府がどのような方針や状況認識の下で対韓国、対北朝鮮外交を展開していくかといった大局的判断が、高度に政治的な問題であり、かつ、対外関係の将来予測についての専門的・技術的な知見、経験及び検討をする事項であることは容易に理解できるところであって、法5条

3号が不開示情報の要件該当性の判断につき行政機関の長に広範な裁量権を付与しているのも、正に上記の趣旨に基づくものである。

そして、上記のような観点から、被告は、本件訴訟においても、日韓国交正常化交渉関連の文書のうち、法第5条各号の不開示事由に該当するものを開示することにつき、「北朝鮮に対して、日韓国交正常化交渉において扱われた問題についての日朝交渉における日本の交渉戦略や見解を判断する材料を与えるおそれがある」ほか、「韓国に対して、現在も日韓間の懸案事項である問題についての交渉における日本の交渉戦略や見解を判断する材料を与える、あるいは日韓間の良好な信頼関係を害するおそれがある」と主張してきたところである（「韓日両国間の過去事整理を求める決議案」（乙第382号証及び乙第383号証））。

このようにみれば、原告らの上記主張が抽象的、かつ、独自の外交論を表明するものにとどまり、本件不開示決定処分の適法性の判断に資するものでないことはより一層明らかである。

以上の点だけからみても、原告らの主張は理由がないといえるが、個別の主張ごとにみても、本件不開示決定処分の適法性を左右するものではないことについて、以下、論じることとする。

4 国際情勢、政治情勢の変化は、本件不開示決定処分に裁量権の逸脱又は濫用があったことを基礎づける具体的な事情とはならないこと

(1) 総論

本件訴訟において、被告は、本件不開示決定処分につき、法5条3号に規定する「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機

関との交渉上不利益を被るおそれがある行政機関の長が認めるこ
とにつき相当の理由がある」ことを政策的、専門的及び技術的な
見地から総合的に判断し、その旨を主張・立証している。しかし
て、法5条3号が「相当な理由」の有無につき処分庁に裁量権を
付与していることは、同号の文理から明らかであるから、原告ら
において、外務大臣のなした本件不開示決定処分に裁量権の逸脱
又は濫用があつたことを基礎付ける具体的な事実を主張・立証す
べきこととなる。

しかるに、原告らの上記1(1)アの主張は、原告らの歴史認識及
び植民地支配に関する独自の見解ないし意見を述べるにとどまる
ものであり、本件不開示決定処分に裁量権の逸脱又は濫用があつ
たことを基礎づける具体的な事実を主張・立証したことにはなら
ない。

(2) 請求権問題

原告らの主張(上記2(2)ア)を善解すれば、冷戦後の国際政治
構造の変化と日本側の「歴史認識」及び植民地支配認識の変化を
挙げ、請求権問題に係わる本件不開示文書は、北朝鮮との交渉に
おける「手の内」としての価値を失っているため、当該文書を開
示しても、法5条各号所定の弊害は生じないという趣旨とも解さ
れる。

この点、かかる原告らの見解は、「外交交渉において、交渉時の
国際政治状況や国際政治力学の影響が極めて大きいことは周知の
事実である。ある「手の内」も特定の国際政治状況や特定の国際
政治力学の中では有効かもしだれないが、それと大きく異なる国際
政治状況や国際政治力学の中では無意味となる場合がある。上記
のことからすれば、被告が、対北朝鮮に対する「手の内」と考え

ている不開示情報も、その程度のもの（無意味なもの）であると言わざるを得ない。」（原告準備書面（6）32ページ）との主張に端的に現われているといえる。

しかしながら、原告らの主張を前提としても、手の内情報が、なにゆえに対北朝鮮外交の場面で無意味なものといえるのかについては、全く明らかにされていない。この点、一般論として、社会情勢の変化により情報の価値が変動することは想定され得るが、そうであったとしても、原告らが主張するように、情勢変化によってすべからく情報の価値が低下するなどといえるものでないことは、経験則上も明らかである。それゆえ、原告らの主張は、全体として、その論拠が薄弱であるというほかない。

被告がかねてから主張しているとおり、日朝平壤宣言2項には、「すべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議する」と規定されており、財産・請求権問題の具体的な解決のあり方については、依然として北朝鮮との交渉の対象となることが想定されているのであって、この点に関連する外交情報もまた、依然として高い価値を保持しているところである。また、財産・請求権問題はその性格上、半世紀以上前の日本統治時代から現在までの権利義務関係を取り扱うものであり、同じ問題を取り扱った日韓国交正常化交渉当時の検討内容が現在も依然として重要な価値を持つことは明らかである。

したがって、日韓国交正常化交渉後の国際情勢の変化及び時の経過のみを捉えて、請求権問題に関する検討内容の「手の内」としての有効性が失われているとする原告らの上記主張は一面的であるといわざるを得ず、本件不開示決定処分に裁量権の逸脱又は

濫用があったことを基礎付ける具体的な事実を主張・立証したことにはならない。

なお、原告らは、金丸氏が、日朝正常化資金として、「80億ドルが可能」と言及したと言われていることをもって、請求権問題は解決済みであり、同問題に関する本件不開示文書は、法5条3号の不開示事由に該当しないと主張するようである(上記2(2)ア)。しかしながら、原告らの主張は、北朝鮮側が一方的に提示している真偽の確認できない情報のみを論拠とするものであり、信用性に乏しい。仮に、金丸氏から原告らが引用するような言及がされたとしても、下記5に述べるとおり、公表済みの情報であるからといって直ちに法5条各号の不開示事由に該当しないとはいえないし、そもそも、金丸氏という政治家一個人の見解がそのまま日本政府の見解を代表しているともいえないのであって、このことは、平成14年(2002年)に署名された日朝平壤宣言がまさに「経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした」としていることからも明らかである。以上より、金丸訪朝団訪朝時の金丸氏の発言をもって、本件不開示文書が北朝鮮に対して日本政府の「手の内」を推察する材料にならないとはいえない。

(3) 在日韓国人問題

原告らの主張(上記2(2)ウ)は、日韓法的地位協定によって生じた問題は、その後の立法措置等によって解決されているから、在日コリアンの法的地位・処遇に係わる本件不開示文書は、法5条3号の不開示事由に該当せず、当該文書を不開示とした外務大臣の不開示決定処分は違法であり、取り消されなければならないというものである。

しかしながら、現在においても、日韓間においては在日韓国人

の法的地位及び待遇に関する協議が継続的に行われており、本年（平成23年（2011年））6月には「第19回在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議」が開催され、特別永住者に当たる在日韓国人の待遇（外国人登録法関係の問題、地方公務員採用の問題、公立学校の教員採用の問題、教育問題等）について議論が行われた。

北朝鮮についても、同様に、平成14年（2002年）の日朝平壤宣言において、「在日朝鮮人の地位に関する問題（中略）については、国交正常化交渉において誠実に協議する」とことされている。

このように、在日韓国人を「特別永住者」として待遇することとされた現在においてもなお、日韓国交正常化交渉中に検討された在日韓国人の法的地位に関する日本政府の見解は、韓国側と上述したような協議を行う上でも、また、北朝鮮との国交正常化交渉において在日朝鮮人の地位を議論する上でも、日本政府が方針を決定するに当たっての重要な前提となり得るものである。それゆえ、これに関連する情報が記載された文書が開示されれば、日本政府が韓国及び北朝鮮と交渉するに当たって不利益を被るおそれがあることは明らかであって、その旨の外務大臣の判断には、十分な合理性がある。

5 韓国側等で公開済みであることを理由に本件不開示文書の不開示事由該当性を否定する原告らの主張に理由がないこと

原告らは、請求権問題、文化財問題及び領海の範囲問題に係わる本件不開示文書の内容の一部については、既に韓国側が公開した文書の分析・研究によって解明されているところであるから、これらを公にしても、北朝鮮又は韓国との交渉上不利益を被るおそれは著しく低いと主張する（上記2（2）ア、イ及びエ）。

原告らの上記主張は、本件不開示文書に係る法5条各号のいずれの要件該当性に関連するものか必ずしも明らかではないが、善解すれば、すでに韓国側等において公開済みの文書については秘密を保持する必要はなく、本件不開示文書についても開示決定がなさるべきであるとの主張であると解される。

しかしながら、以下のとおり、原告らの主張は失当というべきである。

(1) 不開示情報の公表の有無は、法5条各号の不開示情報該当性の要件とはされていないこと

一般論として、個々の情報にいかなる価値を見出すかはその保有主体(政府当局)ごとに判断されるべきであるから、他国で開示された情報であっても、特段の規定のない限り、我が国が独自の見地からなお不開示とすることは否定されない。このことは、本件で問題となる法5条3号ないし6号までの不開示情報が、当該情報が公にされていることをもって当該情報を開示すべきとの規定を一切置いておらず、また、開示の可否が問題となる情報が既に公にされている場合を想定した法5条1号イについても、単に個人識別情報が公になっているという一事をもって不開示事由に該当しないと定めたものでなく、飽くまで「法令の規定により又は慣行として」公にされた情報に限って不開示情報としないという規定振りになっていることからも裏付けられる。

このような法5条の文理に照らせば、他国で公表された場合に当該情報の価値が下落するかどうかはおくとしても、公表されていれば不開示とする価値がないなどという理由で同条各号所定の不開示情報に該当しないなどという立論は、法5条各号の文理に明らかに反するものであって、解釈論として合理性を欠くという

べきである。むしろ、法5条は、他国で既に公になっていたとしても、それが法5条3号ないし6号の不開示情報に該当する限り、その開示を禁止していると解すべきである。

(2) 両国が保有している情報が一致するとは限らないこと

原告らは、韓国等で同一文書が公開されているとして、請求権問題に関する文書374（乙第125号証）、同525（乙第274号証）、同1594（乙第311号証）、同1744（乙第338号証）等の不開示部分の開示を求めている（上記2(2)ア）。

原告らの上記主張に理由がないことは、上記(1)に述べたとおりであるが、この点をおくとしても、被告準備書面(1)第2の4(8ないし10ページ)において主張したとおり、韓国等が保有している文書の記載内容と外務省が保有している文書の記載内容は全く一致するものではない。また、外務大臣は、各文書の開示の可否を検討するに当たり、我が国の国益や立場を総合的に検討し独自に判断する必要があり、相手国が二国間関係に係る文書を公開したとしても、そのことのみを理由として、我が国が同様の交渉に係る文書を公開することが我が国の外交に不利益を生じさせないと断定し得ないところである。かかる外務大臣の考えは、不開示処分等に関する諮問機関である情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成14年8月2日付け平成14年度（行情）答申135号・13及び14ページ・乙第384号証）においても支持されている。

したがって、この観点からみても、韓国側等で文書が公開されていることを理由に外務大臣において同一文書を開示すべきとの原告らの上記主張は理由がない。

(3) 不開示部分の周辺部分の体裁が類似しているからと言って不開

示部分が同一とは限らないこと

原告らは、朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表に関する文書 1744（乙第338号証）及び374（乙第125号証）が不開示とされていることにつき、当該文書の不開示部分の周辺部分の体裁から判断し、不開示部分の内容は文書 1736（乙第336号証）において開示されているものと同一であると主張する（原告準備書面（6）第4の3（1）（35ないし38ページ））。

しかしながら、不開示部分に記載されている計数が開示部分の計数と一致すると断定できるものではなく、計数が異なれば請求金額の推計額も異なり得るところである。しかも、これらを全て公にしてしまえば、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるものである。

したがって、計数表の不開示部分の周辺部分の体裁が公開済みの計数表と類似していることをもって当該不開示部分を開示すべきとの原告らの上記主張は失当である。

(4) 日本に所在している韓国の文化財の中に存在が知られているものがあるとしても、法5条3号の不開示事由に該当しないこと

原告らは、日本に所在している韓国の文化財の中にはその所在が知られているものが多いほか、韓国側において公開された文書の分析・研究によってすでに文化財返還に関する交渉過程、文化財返還を拒んだ日本政府内部の問題等が指摘されているところであるから、文化財に関する目録（上記2（2）イ①）及び文化財問題に関する検討内容等（同②）を不開示とした外務大臣の決定には理由がないと主張する。

しかし、韓国側において公開された文書の内容が我が国の保有する情報と一致するとは限らないから、原告らの主張はその前提

において理由がない。

仮に、上記文書のうち一致するものがあったとしても、それが法5条各号所定の不開示情報に該当する限り、その開示が禁止されることになることは上記(1)に述べたとおりである。繰り返すように、我が国における情報公開の在り方については、法に基づき、我が国独自の見地から行うべきであり、外務大臣はかかる見地から各文書について不開示との結論を導いたものであり、そこに裁量の逸脱濫用は認められない。

(5) 相手国からの要請があったとしても、外交当局は、その情報を開示するとは限らないこと

原告らは、請求権問題に関する具体的な数字については、日朝国交正常化交渉において北朝鮮側から要請があれば開示しなければならなくなる以上、開示すべきであると主張する(上記2(2)ア)。

しかしながら、一般に、外交交渉においては、原告ら主張のような対応はとられていない。仮に交渉相手国からある情報につき開示要請があったとしても、それに応じるか否かは高度に政治的な判断であり、我が国の外交当局は、当該情報を開示するか否かを含め、広範な交渉の方途を持つものであり、そうすることが、正に国益に適うのである。

よって、原告らの上記主張は、その前提において理由がない。

6 本件不開示文書の全面開示の公益性等に関する原告らの主張は、法5条3号の不開示事由該当性とは関係がないこと

(1) 文書の全面開示の公益性は、本件不開示決定処分に係る裁量権の逸脱又は濫用を基礎づける具体的な事実とはなり得ないこと

原告らは、本件不開示文書の全面開示がより日韓両国民間でよ

り強固な友好関係を構築することにつながるなどと主張する(上記2(1)イ及びウ)。

しかし、原告らの上記主張は、原告らにおける外交理念とでもいうべきものであって、本件不開示文書の法5条各号の不開示事由該当性の判断を左右する事情とはならない。

個別の不開示文書については、被告において、法5条3号に該当する旨の主張を可能な限り具体的に行っているところであり、これを踏まえ、原告らにおいて、外務大臣に「裁量権の逸脱又は濫用があったことを基礎付ける具体的な事実」を主張、立証する責任があると解すべきところ(東京地裁平成18年3月23日判決・訟務月報54巻8号1610ページ、その控訴審である東京高裁平成18年9月27日判決・訟務月報54巻8号1596ページ)，原告らの上記主張は、文書公開の意義に関する原告らの認識ないし意見にすぎないのであって、本件不開示決定処分に係る外務大臣の裁量権の逸脱又は濫用を基礎づける具体的な事実の主張とはなり得ない。

(2) 文化財問題の関連文書は、現在の日韓間・日朝間においても意義を有していること

ア 原告らの主張

原告らは、文化財問題に関し、日本政府において、把握している文化財の所在を秘匿したまま駆け引きを行うという不誠実な交渉を行うことは許されないのであって、植民地支配不当論に基づく交渉は、日本政府が把握している文化財の所在を明らかにした上で、その返還の要否、時期、方法等を協議するものであるべきであるなどと主張する(上記2(2)イ①)。

イ 事実関係

日韓国交正常化交渉において議論された日韓間の文化財をめぐる問題は、昭和40年(1965年)に文化財・文化協力協定を締結した段階で解決している。それゆえ、日本政府として、韓国に文化財を返還する義務は負っておらず、同年の文化財・文化協力協定においても、あくまでも今後の日韓間の文化協力を促進する観点から、文化財の引き渡しが行われたものである。

他方において、日韓国交正常化交渉以後も、韓国国内においては、日本に所在する朝鮮半島由来の文化財に対する関心が高く、そのような事情を踏まえ、平成22年(2010年)8月、菅内閣総理大臣談話として、未来志向の日韓関係を強化する観点から、朝鮮半島由来の図書の引き渡しを行う旨が発表され、同談話に基づき同年11月に日韓図書協定が署名され、平成23年(2011年)6月に発効したところである。

同様に、北朝鮮との関係においても、平成14年(2002年の日朝平壤宣言において、「文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議する」ことになっている。

なお、朝鮮半島由来の文化財が日本国内にどれほど存在するのかについては、韓国国内でも意見が分かれており、コンセンサスは存在しないところである(乙第385号証ないし乙第406号証)。

ウ 文化財問題関連の文書は、現在の日韓関係においても意義をもつこと

上記イで述べた経緯からも明らかなどおり、昭和40年(1965年)の文化財・文化協力協定により日韓間の文化財問題は法的には解決済みであるものの、今日に至ってもなお、文化財をめぐる問題は日韓間の議論の対象として持ち出されており、今

後その議論が収束する見込みがあるともいい難い状況にある。むしろ、日韓図書協定を契機に、韓国国内においては文化財についての関心がますます高まっているという実情がある(乙第385号証ないし乙第406号証)。

このように、文化財をめぐる問題が今後の日韓間の議論の対象とされる可能性が排除されていない状況下において、日本に所在する朝鮮半島由来の文化財の目録や、文化財問題に関する当時の日本政府部内での検討過程が公にされれば、それにより、今後あり得る韓国側との議論において、日本政府として把握している事実関係や日本政府の関心事項及び交渉戦略が明らかとなり、日本政府が不利な立場に立つこととなるのは明らかである。

エ 文化財問題関連の文書は、現在の日朝関係においても意義をもつこと

文化財関連の文書が、日朝関係でも重要な意義を有していることは、前記ウで述べたところと基本的には同様である。

すなわち、上記イで述べたとおり、日朝間では日朝平壤宣言により文化財問題が今後議論されることになっていること、日本に所在する朝鮮半島由来の文化財の種類・数量については依然として一致した意見が存在しないこと(乙第407号証及び乙第408号証)を踏まえると、日本に所在する朝鮮半島由来の文化財の目録や文化財問題に関する当時の日本政府部内での検討過程が公にされることで、今後、日朝間で行われる文化財に関する交渉において、日本政府として把握している事実関係や日本政府の関心事項及び交渉戦略が明らかとなり、日本政府が交渉において不利な立場に立たされるのは明らかである。

オ 小括

以上のとおり、文化財関連の文書は、今日もなお、日韓、日朝関係において重要な意義を有しているのであって、文化財問題に係る本件不開示決定処分には法5条3号の不開示事由に該当する具体的な理由がある。よって、原告らの上記主張は理由がない。

なお、原告らは、文化財問題に関する政府の交渉手法についての論難するが、いずれも、原告らの抛って立つ歴史認識や独自の外交交渉論に立脚した意見にとどまるものであって、本件訴訟における不開示文書の法5条3号の不開示事由該当性を左右しない。

(3) 領海の範囲問題に関する文書を公にすることにより、今後の北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあること

原告らは、文書830(乙第193号証)に関し、日韓会談において韓国側に協定案として提示した文書は、国民主権の下で批判や検証を受けるべきものであるから、同文書の不開示決定処分は取り消されなければならないと主張する(上記2(2)エ)。

上記文書につき不開示理由1に係る不開示事由があるといえることは、被告準備書面(6)の(21)(23ページ)で主張したとおりであるが、さらにこれをふえんする。

すなわち、文書830(乙第193号証)の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において争点となっていた領海の範囲に関する外務省の見解である。しかして、領海の範囲に関する問題は、現在も北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、公にすることにより、領海問題に関し当時の外務省案として提案された協定内容が明らかになり、今後想定される

北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがある（法5条3号）。

また、法は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する義務が全うされるようになるとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的としながら（法1条）、開示すべきでない情報を具体的に法5条各号において規定している。このように法の構造に照らせば、法5条は、国民主権の理念を踏まえた上で、同条各号所定の不開示情報については開示を禁止するという立法政策を採用しているといえる。

以上によれば、原告らの上記主張は、法5条各号の規定を離れ、専ら国民主権論から直接に開示の範囲を導こうとする政策的意見にとどまるものであって、法的根拠を欠くというほかない。

7 審査基準等に関する原告らの主張は、いずれも事実誤認であり失当であること

（1）審査基準は法5条各号の解釈準則にはならないこと

原告らは、外務省が制定した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に関する審査基準」（甲第139号証、以下「審査基準」という。）には、「30年ルール」が採用されているとして、これをもって本件不開示決定処分が違法であると主張するようである（上記2（1）エ）。

しかし、審査基準は、外務省が法施行に併せ、行政文書の開示決定の指針を示すために策定した行政庁内部の準則であるから、同基準が、法5条各号の解釈に影響を与える余地は全くない。

上記の点をおくとしても、原告らは、審査基準において「30年ルール」なる準則（「30年を経過した公文書は、もはや歴史的文書とみなされ、原則として自動的に公開の対象となるべきものとされている。」原告準備書面（6）28ページ）が採用されているかのごとく主張する。しかしながら、審査基準には、上記のような規定は存在しない。審査基準においては、「不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。」と規定されているにとどまる（「審査基準 I. 6」）。

また、法5条各号の不開示事由該当性の有無を判断するに当たって、対象文書が作成から30年経過しているか否かは不開示事由該当性の要件とはされていない。

よって、審査基準をもって本件不開示決定処分の効力が左右されることはないから、原告らの上記主張は失当である。

なお、参考までに述べておくと、原告らの主張する「30年ルール」とは、昭和43年（1968年）に国際組織である国際公文書館会議マドリード大会において採択された決議における30年を経過した公文書へのアクセスを認める勧告や、英國公文書管理法で採用されている30年を経過した文書への一部公開制限事由の不適用などを指すものと思われる。これらを踏まえた各国の具体的取組みないし運用は様々であるが、上記決議そのものにおいても、“with defined reservations when necessary”（必要な場合における制限事項）の存在が前提とされており（乙第409号証及び乙第410号証）、現に、英國を含む諸外国における歴史的文書の公開においても、国の安全及び外交関係等につき不開示事項を設けている

ところである。我が国における公文書管理法においても、「一定年数を経過した文書を一律に全面公開するのではなく、あくまで業務やケース毎に判断すべきであるとの考え方」により、・・・（中略）・・・「時の経過を考慮する」との文言を用いたものである（「逐条解説公文書管理法」ぎょうせい 75 ページ・乙第411号証）とされている。それゆえ、原告らのいう「30年ルール」を前提としたとしても、本件不開示文書に不開示事由該当性が肯定されるとの結論は左右されない。

（2）外交記録公開に関する規則は、本件不開示決定処分と何ら関係がないこと

原告らは、外交記録公開に関する規則（以下「規則」という。）においては、「作成又は取得から30年以上経過した行政文書については、原則として自動的に公開するとの方針に従って、第8条の規定により特定歴史公文書等として外交史料館に移管し、一般的の利用に供するものとする」と定められており、日韓会談文書も規則の適用対象であると主張する（上記2（1）エ）。

しかしながら、規則は、保存期間を満了した行政文書を外交史料館に移管するに当たっての手続を定めたものであり、法に基づく本件不開示決定処分と全く関係がない。すなわち、法に基づく情報公開制度は、原告らが主張している外交記録公開制度とはその趣旨及び対象となる文書の双方において異なる制度である。また、外務省内部の事務処理規定にとどまる規則の定めが、法5条各号の解釈に影響を与えることにならないことは、上記（1）に述べたところと同様である。よって、規則ないし外交記録公開制度の存在をもって本件不開示決定処分の違法をいう原告らの主張は理由がない。

なお、参考までに、両制度の異同について、その概略を説明しておくこととする。

ア 外交記録公開制度(なお、外務省においては、昭和51年より外交記録公開を行っている。)は、平成22年5月25日に制定された「外交記録公開に関する規則」(外務省訓令第7号)(乙第412号証)に基づく外務省独自の制度であり、その対象となる文書は、外交史料館に「移管すると判断された行政文書」(同規則2条7号)である。

同制度の下で外交史料館に移管される文書は、行政文書としての現用性を失ったため、外交史料館において移管することが適當と判断された文書である。

もとより、この規則においても、公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。(乙第413号証)16条を踏まえて不開示事由を列挙しており、「公にすることにより現在又は将来にわたって具体的に国の安全が害され、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被ると外務大臣が認めることにつき相当の理由がある情報」(同規則7条2項3号)について、非公開としているところである。

イ これに対し、法の対象となる文書は、現に「当該行政機関の保有する行政文書」(法3条)であり、法の下で不開示とされる文書は、法5条各号に該当する文書である。

ウ 例えば、かつては法5条各号該当性を理由に不開示とされていた文書が、行政文書としての現用性を失い、外交史料館に移管されるとても、当該文書を公開すれば、なお、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれ、又は交渉上利益を被るお

それがあるときは、外務大臣は、公文書管理法及び規則に基づいて当該文書を非公開とすることとなる。以上のように、外交史料館に移管された文書の存在により、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれ、又は交渉上不利益を被ることがないのは、外務大臣が公文書管理法及び規則に基づいて必要な文書を適切に非公開としてきたことの当然の帰結なのである。

8 名古屋地裁基準に関する主張に理由がないこと

原告らは、名古屋地裁平成15年10月15日判決(訟務月報52巻8号2473ページ、その控訴審である名古屋高判平成17年3月17日訟務月報52巻8号2446ページ)を引用し、行政機関の長に対して白紙に近い広範な裁量権を認めることはできず、開示の弊害については、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるとし、行政機関の長が相当の根拠に基づいて主張・立証する必要があり、これを尽くさない場合には、行政機関の長のした判断が裁量権を逸脱又は濫用したものであることが事实上推認されるなどと主張する。

しかし、原告らの上記主張に理由がないことは、被告準備書面(10)第1の3(10ないし15ページ)に述べたとおりである。すなわち、上記の名古屋地裁判決は、原告らが引用している部分に続けて、「このような主張立証が果たされた場合に、なお当該処分が違法であることを主張する原告は、原則どおり、当該判断が裁量権を逸脱又は濫用したものであることを基礎付ける事実の主張立証をしなければならない。」と判示しているのであって、原告らが主張するように裁量権の逸脱、濫用に係る主張、立証責任が被告にあると判示したものではない。

かえって、東京地裁平成18年3月23日判決(訟務月報54巻8

号 1610 ページ、その控訴審である東京高裁平成 18 年 9 月 27 日判決・訟務月報 54 卷 8 号 1596 ページ)は、「不開示決定の取消訴訟においては、同号(引用者注: 法 5 条 3 号)該当性を否定する原告が、上記裁量権(引用者注: 不開示判断に関する行政機関の長の裁量権)の逸脱又は濫用があったことを基礎付ける具体的な事実について主張・立証する責任を負う」と判示しており、このような見解は、広く裁判実務として承認されているところである。

なお、名古屋地裁判決を前提としても、被告は、本件訴訟において、いずれの不開示文書についても、法 5 条 3 号の不開示事由該当性について個別具体的に主張・立証を遂げているから、その点においても原告らの主張には理由がない。

9 その他の原告の主張に対する反論

(1) 不開示理由 1 に関する被告の主張が抽象的であるとの主張について(原告準備書面(6)第 1 の 1 (7 ページ及び 8 ページ))

原告らは、不開示理由 1 を根拠とする不開示文書に関する被告の主張は具体性を欠いており、法 5 条 3 号の該当性に関する主張立証責任を全く果たしていないなどと主張する(原告準備書面(6)8 ページ)。

しかし、法 5 条 3 号所定の不開示事由該当性に関する行政機関の長の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったことを基礎付ける具体的な事実についての主張立証責任が原告にあることは、上記 8 に述べたとおりであるから、その点において原告らの上記主張は失当というほかない。

上記の点をおいても、名古屋地裁平成 15 年 10 月 15 日判決(訟務月報 52 卷 8 号 2473 ページ、その控訴審である名古屋高判平成 17 年 3 月 17 日訟務月報 52 卷 8 号 2446 ページ)が、

「行政機関の長が、その判断に不合理のないことを相当の根拠に基づいて主張立証する前提として、当該情報の具体的な内容まで明らかにすることを求められるならば、その開示を強いられるのと同じ結果になるから、行政機関の長としては、その種類、性質、作成主体、作成機会など、第三者機関である裁判所が当該判断に不合理性が含まれているか否かを判断するに支障のない程度の具体性をもって当該情報の内容を特定した上で、これを開示することにより国の安全等を害するおそれがあると判断したことが不合理とはいえないことを基礎付ける事実の主張立証を尽くすことによりて、その処分の適法性を維持できるものと解すべきである。」と判示しているように、不開示文書の開示による不都合性を具体的に述べることは、当該不開示部分にかかる情報内容を相当程度明らかにすることとならざるを得ない。

以上の観点から、被告は、本件において、あくまで不開示箇所の具体的な内容まで明らかにしない範囲内において、可能な限り具体的に不開示理由 1 に係る被告の判断が不合理とはいえないことを基礎付ける事実を主張しているのであって、これ以上の具体的な説明は、当該文書の不開示部分を明らかにするのと同様の帰結をもたらすことになる。よって、被告の主張が具体性を欠くとの原告らの上記主張は理由がない。

(2) 法 5 条 3 号の判断は、外務省の「さじかげん」によって変わり得るとの主張について(原告準備書面(6)第 1 の 2 (1)(8 ないし 10 ページ))

原告らは、平成 15 年(2003 年)の開示請求と本件訴訟の平成 18 年(2006 年)の開示請求との間には 3 年の違いがあるのみであり、この間、日本と北朝鮮との間の外交交渉には何ら進展

がなかったにもかかわらず、具体的な協議の内容に関する公開の範囲に大幅な差が出たのは、外務省の単なる方針の変更にほかならず、外務大臣の判断の実態は、場当たり的な裁量権の行使にすぎないなどと主張する。

原告らの上記主張に理由がないことは、被告準備書面(1)第3の2(1)イ(11ないし14ページ)で述べたとおりであるが、さらにふえんすると、法5条3号に定める国の安全等に関する情報の該当性の判断には、高度の政策的判断を伴い、また、対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要するといった特殊性があることから、行政機関の長に広範な裁量権が付与されている(福岡地裁平成18年11月27日判決(乙第17号証19, 20ページ)及び情報公開法要綱案の考え方4(4)イ(乙第378号証5ページ))。

この点、原告らは、外務省が3年間でさしたる事情の変化もないのに開示決定を変更したとして、これをもって、行政機関の長の場当たり的な裁量権の行使によるなどと論難するが、外務大臣は、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図る」(法1条)という情報公開法の目的と、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」(法5条3号)を常に比較考量し、政策的・専門的・技術的見地から総合的な判断を行っているものであり、本件開示にかかる判断も、このような総合的見地からなされたものである。

原告らの上記主張は、上記のような諸事情を踏まえたものではなく、単に3年という時の経過のみに着目して外務大臣の判断を論難するものであって正鵠を射た批判とはいえない。

なお、原告らが言及する平成15年(2003年)の開示請求は、平成13年(2001年)に開示請求がされ、平成15年(2003年)に開示決定が行われた案件を指していると解されるので、念のため申し添える。

(3) 裁判所においてインカメラ審理が認められていない以上、外務省の主張立証は、より具体的である必要があるとの原告らの主張について(原告準備書面(6)第1の2(3)(11ページ及び12ページ))

原告らは、情報公開・個人情報保護審査会と異なり、裁判所においてインカメラ手続が認められていない以上、被告の主張・立証は、同審査会におけると同等の程度のものでは足りず、より具体的である必要があるなどと主張する。

原告らの主張の趣旨は必ずしも判然としないが、法は、不服申立手続においていわゆるインカメラ手続を採用した(情報公開・個人情報保護審査会設置法9条1項)上で、訴訟手続における主張・立証の在り方について特段の規定を設けていないことからすれば、法は、原告の主張するような特段の取扱いを行政機関に求める趣旨でないものと解するのが合理的である。

よって、原告らの上記主張には理由がない。

(4) 試算方法を不開示とする理由がないとの原告らの主張について(原告準備書面(6)第3の3(2)(43ページ))

原告らは、「試算方法が合理的なものであれば、それを全面公開して北朝鮮が知るところとなつても、日朝国交正常化交渉上何らの支障もない。一方、試算方法に合理性がないならば、そもそも日朝国交正常化交渉の場では使えないはずであり、全面公開することに日朝国交正常化交渉上何らの支障もない。」と主張する(原

告準備書面(6)43ページ)。

しかし、原告らは、あたかも「合理的な試算方法」が唯一無二であるかの如くに主張するが、外交交渉におけるこの種の試算に当たっては、種々様々な考慮要素を勘案した上、政治情勢や今後の両国間の関係等をも踏まえた試算がなされるのであり、そこでいう試算方法については、時と場合に応じて、様々なものがあり得るのであり、もって、柔軟かつ機動的な交渉の実施が可能となるのである。しかして、過去に、我が国がいずれの試算方法を韓国との間で検討したかが明らかとなれば、我が国の外交当局が北朝鮮との関係で用い得る試算方法は限局されたものとならざるを得ないから、我が国の交渉材料はそれだけ失なわれ、ひいては国益を損なうことすらなりかねない。

以上に加え、前記のとおり、請求権問題の歴史的な性格上、半世紀前の日韓国交正常化交渉当時の検討内容が依然として重要な価値を持つことは明らかである。

よって、請求権の試算方法の合理性・不合理性のみを捉えて北朝鮮との交渉上の利益が損なわれるおそれがないとする原告らの上記主張は理由がない。

(5) 請求権問題に係る金額等の交渉経緯と米国の影響についての原告らの主張について(原告準備書面(6)第3の3(3)(43ないし47ページ))

原告らは、「吉澤意見書」(甲第137号証(10ないし20ページ))及び「日韓会談と[請求権問題]」(甲第145号証)を引用し、「請求権問題に關わる金額等は、米国の意向・影響力で決まったものであり、日本側の金額及び試算方法等のみを「手の内」情報として不開示する理由はないと言わざるを得ない。」と主張する(原

告準備書面(6)43ないし47ページ)。

しかし、上記の各文書を開示することの弊害については、被告準備書面(10)第3の2(20ないし23ページ)で述べたとおりである。

また、原告らは、当該本件不開示文書について、米国の意向・影響力で決まった金額及び試算方法等であることを理由として不開示事由に該当しないと主張するようであるが、当該事情が、当該不開示文書の法5条各号の不開示事由該当性を失わせることになるのかは全く不明である。

この点、原告らの主張を、外務大臣の裁量権行使における逸脱又は濫用をいうものと善解したとしても、前記原告らが主張している事実は、請求権問題の過程における米国の意向・影響力に関する原告らの認識にすぎず、本件不開示決定処分に関する外務大臣の裁量権の逸脱又は濫用に関する具体的な事実についての主張・立証されたものとはいえない。

よって、原告らの上記主張もまた理由がない。

第2 原告準備書面(7)に対する反論

1 法5条各号の不開示事由に該当しないとの原告らの主張に具体性がないこと

(1) 原告らの主張の概要

原告らは、①文書1237(全部不開示)、1675(乙第64号証)及び1876(乙第79号証)の不開示事由該当性(不開示理由3:現在においても日韓間の立場の異なる問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されており、公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあること)について、当該文書において不開示とされている韓国及び第三国の見解については、公にすることにより韓国との

交渉上不利益を被るとは考えられない、韓国及び第三国の見解は、開示済み文書においても表れているところ、被告は、交渉上不利益になる見解と不利益にならない見解の区別を明らかにしていない、当該文書は作成から短いもので43年経過しており、第三国の見解が今後の日韓交渉に影響を及ぼすとは想定できないが、被告国は、かかる主張・立証を行っていない(原告準備書面(7)第2(4ないし15ページ))と主張するほか、②文書1728(乙第69号証)、1809(乙第73号証)及び1879(乙第81号証)につき、当該文書の大半は日本政府が収集した情報であり、相手国に記録が存在するようなものではないほか、仮に「韓国側の見解等」に「日本側の見解」が含まれるのであれば、被告は「日本側の見解」のみ不開示とすべきであると主張する(原告準備書面(7)第4(18ないし21ページ))。

(2) 被告の反論

前述のとおり、被告は、本件不開示文書の不開示情報の具体的な内容を明らかにしない範囲において、裁判所が外務大臣による本件不開示決定処分の判断に不合理性が含まれているか否かを判断するに支障のない程度の具体性をもって当該情報の内容を特定した上で、これを開示することにより国の安全等を害するおそれがあると判断したことが不合理とは言えないことを基礎づける事実の主張・立証を行ってきたところである。したがって、原告らが、当該処分に裁量権の逸脱又は濫用があったことを基礎付ける具体的な事実について主張・立証責任を負うこととなる。

しかるに、原告らの上記(1)の主張は、いずれも自己の意見を述べるだけのことであり、外務大臣に裁量権の逸脱又は濫用があることを具体的に主張・立証するものではない。よって、原告らの上記主張は、その内容の当否に立ち入るまでもなく理由がないというべきである。

2 外交情報については、法5条3号と6号双方に該当する場合があること

原告らは、文書391（乙第87号証）、1126（乙第113号証）及び1127（乙第56号証）について、法5条3号と6号では対象とする不開示事由が異なるにもかかわらず、被告がこれらを一緒にして主張しているのは失当であると主張する（原告準備書面(7)第3(15ないし18ページ)）。

この点、原告らの主張は、そもそも、外務大臣による本件不開示決定処分に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かを基礎付ける具体的な事実を主張・立証するものとは言えないばかりでなく、法5条3号と6号の各不開示事由が密接不可分に関連づけられている外交情報の特殊性を理解しない点においても失当というべきである。

すなわち、外交情報については、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると同時に、外交に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、その結果、法5条3号と6号の不開示事由双方に該当する場合が往々にして存在する。例えば、仮に、我が国が、情報提供者から入手した他の国的情報を公にすれば、我が国は、当該他の国との信頼関係を直接的に損なうおそれがあるのみならず、二国間の信頼関係を損なうような情報を不用意に公にする国であるとの評価が定着することとなりかねない。かかる事態となれば、誰しもかかる国の外交官に情報を提供することを躊躇することとなることは明らかであり、以後の我が国情報収集活動に支障を来すこととなり、ひいては外交活動に悪影響を及ぼしかねない。このように、外交情報が開示されることになった場合、他国との信頼関係が損なわれる

と同時に、外交当局の情報収集活動に支障をきたすことになり、外交活動にも悪影響が生じることが容易に想定されるのであって、法5条3号の「おそれ」と同6号の「おそれ」を個別に峻別して説明することは、そもそも問題を適切に把握することを困難とするおそれがあり、合理的でない。

第3 結論

以上のとおり、本件不開示文書が公にされることにより、他国との信頼関係が損なわれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえるから、その旨の外務大臣の判断に裁量権の逸脱、濫用はなく、本件不開示決定処分は、いずれも適法である。